

平成30年度 高等学校等就学支援金

申請手続きのお知らせ

～新入生用～

東京都では、私立高等学校等に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、国の法律に基づく全国一律の制度として、「高等学校等就学支援金」を学校に交付し、家庭の教育費負担を軽減しています。

保護者の所得状況により、就学支援金の支給が決定されます。保護者の所得の状況は住民税額により審査します。(平成30年7月から、基準税額が一部変更になります。)

この「お知らせ」をお読みになり、支給対象となる方は、学校を通じて申請手続きをお願いします。

※平成30年4月1日現在の内容となります。転・編入学等で入学された方は学校にお問い合わせ下さい。

※この案内は、2、3年生で初めて4月から就学支援金の受給を希望する人も対象となります(転校生も同じく対象となります。)

※平成25年度以前に入学された方は制度内容が異なります。

1 申請の対象となる方

■ 次のA～Fの対象世帯のいずれかに該当する方

(平成30年7月からD～Gの基準税額が変更されます。世帯年収の目安は変わりません。)

| 対象世帯区分 | | 支給月額 | | 手続き |
|---|---------------------|-------------------------|------------------|---------|
| 基準税額等 | 世帯年収の目安 | | 単位制高校(1単位当たり) | |
| A 生活保護世帯 | | | | 申請が必要です |
| B 住民税が「非課税」の世帯 | 約250万円未満 | 24,750円 (加算額14,850円) | 12,030円 ÷履修期間 | |
| C 住民税が「均等割のみ」の世帯 ※均等割のみの世帯とは住民税の均等割(年額5,000円)のみ課税されている世帯です。 (都民税1,500円、区市町村民税3,500円) | | | | |
| D (4月～6月分) 区市町村民税所得割額が51,300円未満の世帯 (7月～3月分) 都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の世帯 | 約250万円～ 約350万円 | 19,800円 (加算額9,900円) | 9,624円 ÷履修期間 | |
| E (4月～6月分) 区市町村民税所得割額が154,500円未満の世帯 (7月～3月分) 都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が257,500円未満の世帯 | 約350万円～ 約590万円 | 14,850円 (加算額4,950円) | 7,218円 ÷履修期間 | |
| F (4月～6月分) 区市町村民税所得割額が304,200円未満の世帯 (7月～3月分) 都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が507,000円未満の世帯 | 約590万円～ 約910万円 | 9,900円 (基準額) | 4,812円 ÷履修期間 | |
| G (4月～6月分) 区市町村民税所得割額が304,200円以上の世帯 (7月～3月分) 都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が507,000円以上の世帯 | (所得制限額) 約910万円以上 | 対象外 | 対象外 | |

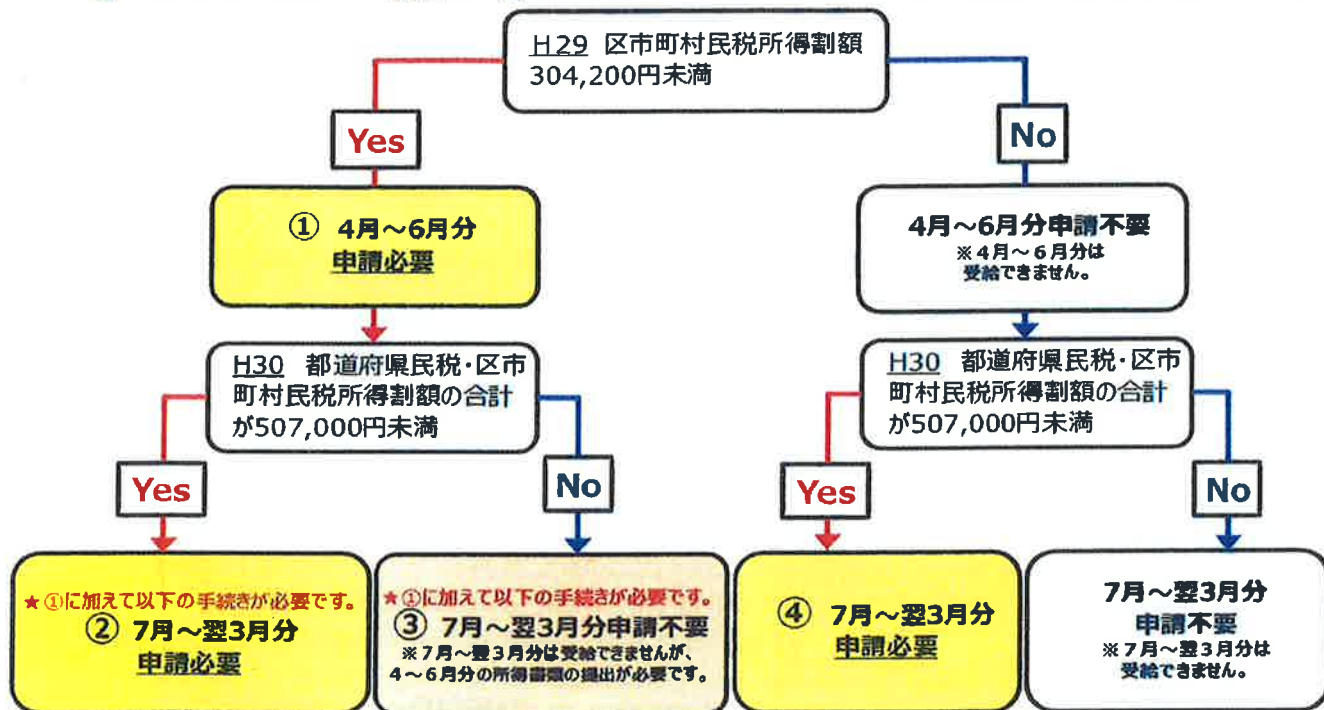
※ 就学支援金は、**在学校の授業料月額等**(減免されている場合は、「減免後の額」)が上限です。

※ **就学支援金の対象校を卒業又は修了している場合は、支給の対象外**です。

2 申請手続き（提出書類・提出時期・提出先など）

- 就学支援金は、入学時は1年間を4月～6月分、7月～翌3月分の2区分に分けて審査を行います。
- 就学支援金の申請は、支給の対象となる世帯に限り、申請の手続きが必要となります。（対象外の世帯は手続き不要）
- 申請については、**学校が定める日までに学校に提出してください。**なお、申請手続きは在学中は毎年度行う必要があります。
なお、学校が定める日までに申請書類を学校に提出できなかった場合、支援金を受給できない月が生じる場合があります。

【申請可能な区分 および 申請書類の種類について】 ※下記のいずれにも該当しない場合は、学校にお問い合わせください。



①～④について、それぞれ必要な手続き

| ① 4月提出 | ② 6月～7月上旬頃提出 | ③ 6月～7月上旬頃提出 | ④ 6月～7月上旬頃提出 |
|---|---|--|---|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> A 支給資格 認定申請書 I </div> | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> B 支給資格 認定申請書 II 平成29年度 課税証明 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> C 収入状況 届出書 I 平成30年度 課税証明 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> D 収入状況 届出書 II </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">封筒に入れて提出</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> B 支給資格 認定申請書 II 平成29年度 課税証明 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">封筒に入れて提出</p> | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> A 支給資格 認定申請書 I </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> B 支給資格 認定申請書 II 平成30年度 課税証明 </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">封筒に入れて提出</p> |
| 4月～6月分 審査用 | 4月～6月分 審査用 | 4月～6月分 審査用 | 7月～翌3月分 審査用 |

※学校が定める日に遅れて書類を提出した場合、学校受付日の属する月の翌月（月の初めの場合は当該月）から支給が開始されることとなりますのでご注意ください（就学支援金を受給できない月が生じてしまいます。）。

※上記に関わらず、学校から書類の提出等求められた場合は、学校の指示に従ってください。

(就学支援金の支給額の判断基準となる者)

- **保護者(生徒の親権者(父母))**の収入で審査することが原則です。 ※税法上の扶養者ではありません。
- 親権者がいない場合は、未成年後見人の収入で審査します。
- 未成年後見人も存在しない場合は、「主たる生計維持者(原則、健康保険法の扶養者)」の収入で判断します。
- 主たる生計維持者も存在しない場合は、生徒本人の収入で審査します。 ※例外のケースもあります。

(保護者等の収入状況を確認する書類)

- ・ 保護者の収入状況は、「課税証明書※」により確認します。課税証明書は、区市町村役所(場)で取得できます。 ※原本又は写し。住民税額、配偶者控除等が表記されている申請日前3か月以内に発行されたもの
- ・ 「特別徴収税額通知書」、「住民税納税通知書」、「源泉徴収票」は認められません。
- ・ 申請者の保護者2人がともに所得がある場合で、「住民税課税証明書」等で配偶者控除を受けており、住民税が課税されていないことが確認できる場合は、当該配偶者に係る証明書は不要です。
- ・ 「住民税(非)課税証明書」等の写しを提出する場合、原本が複数枚ある場合を除き1枚で提出し、一部欠けているもの、内容の不鮮明なものでは審査できません。 **縮小しないでください。**
- ・ 証明書の添付がない場合や、提出書類に必要事項の記載がない場合は、審査できません。
- ・ 生活保護(生活扶助を受けている世帯)を受給している世帯は、生活保護受給証明書でも審査ができます。

■ 書類の提出の仕方について

受給資格認定申請書 I (A) は、**封筒に入れずに、学校に提出してください。**その他の書類を提出する場合は、**A4サイズの封筒に入れ、封をした(糊づけした)状態で学校に提出してください。**

その際、学校から配布される「**チェックラベル**」に**必要事項を記入のうえ、封筒の表面に貼付**してください。

具体的な提出方法や期限等については、学校の指示に従ってください。なお、提出された書類は、返却できません。

■ 就学支援金は学校が生徒本人に代わり授業料として受け取ります。

就学支援金は学校が生徒本人に代わって受け取り、その授業料に充てることになります。生徒本人・保護者が直接受け取るものではありません。**支援金をどのように授業料に充当するのか、授業料がいつから減額されるのか、などの取扱いは、学校によって異なります。その取扱いについては、学校にお尋ねください。**

■ 提出された個人情報の取扱いについて

東京都が収集する生徒や保護者等の個人情報は、法令等に従い適正に管理します。また、就学支援金事業の他に、東京都が補助し(公財)東京都私学財団が行う授業料軽減助成金事業及び奨学給付金事業に利用させていただきます。

なお、就学支援金に関する業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し必要かつ適切な指示を行います。

「課税証明書」での住民税課税額の確認方法

平成 年度 民税・都民税 課税証明書

1月1日現在の住所氏名 **こちらで年度を確認してください。**

| 平成 年 1月1日現在までの所得等 | 所得控除等の内訳 |
|---|--|
| 給与収入金額 公的年金等収入金額 雑所得等 所得(以下空白) | 社会保険料控除 生命保険料控除 基礎控除 所得控除合計(以下空白) |
| 所得控除後の所得金額 住民税額 住民税額(以下空白) | 課税標準額 課税標準額(以下空白) |
| 課税標準額 課税標準額(以下空白) | 課税標準額 課税標準額(以下空白) |

・平成29年度課税証明書では、区市町村民税所得割額を確認してください。(4月～6月分審査用)

・平成30年度課税証明書では、都道府県民税および区市町村民税の所得割額を合算し、基準に合うか、確認してください。(7月～翌3月分審査用)

【注意】4～6月分と、7～3月分では基準税額の確認方法が異なります。

(見本)

3

よくあるご質問

～就学支援金の支給時期～

Q1 就学支援金の申請書類を出した後、いつごろ受け取れるのですか？

- 就学支援金は、生徒本人・保護者に直接お渡しするものではありません。（3ページの2つ目の■をご覧ください）

～書類の提出を忘れてしまった場合～

Q2 新入生です。忙しくて4月に認定申請書Ⅰ（A）の提出ができなかったのですが、遡って受給することはできますか？

- 就学支援金の支給は、認定申請書Ⅰ（A）を学校に提出した月から支給され、**原則として遡っての支給はできません。**

Q3 7月～3月分の書類の提出を忘れており、「支払いの一時差し止め」になりましたが、書類を提出することはできないのですか？

- 「支払いの一時差し止め」となった場合、7月分以降の収入状況届出書を提出することが可能です。その場合、学校受付日の属する月の翌月（初日の場合は当該月）から支給することが可能ですが、**原則として遡って支給することはできません。**

～課税証明書について～

Q4 母親は控除対象配偶者となっています。認定申請書等と一緒に提出する課税証明書は、父親のものだけでよいのですか？

- 両親のうち、一方の親の課税証明書で配偶者控除を受けていることが確認できる場合で、**控除対象となっている配偶者の収入が100万円以下**の場合は、当該配偶者の証明書は提出不要です。

Q5 本年6月に父母が離婚し、親権を母親がもつことになりました。

母親の課税額のみであれば受給の要件を満たしますが、どのような手続きをとればよいですか？

- 離婚の成立により保護者が母親のみとなり、母親の収入が所得制限基準を下回れば、認定申請が可能です。学校へ申請書類を提出した月から認定になります（当該月の初日に離婚が成立している必要があります。）。

Q6 父母が死亡したため親権者がいませんが、祖母が生活費を出しているため、祖母の課税証明書を提出すればよいですか？

- 親権者がいない場合は、3ページのとおり、未成年後見人の収入、未成年後見人がいない場合は主たる生計維持者の収入で審査します。主たる生計維持者の確認は健康保険証等で行いますので、申請書類と一緒に提出してください。

Q7 成人のため親権者がいません。自分の課税証明書を提出すればよいですか？

- 成人の場合は、親権者・未成年後見人がいないので、主たる生計維持者の収入で審査します（提出書類はQ6のとおり。）。主たる生計維持者が存在しない場合は、生徒（本人）の課税証明書を提出してください。

～その他～

Q8 私立学校から、他の私立学校に転学しました。転学先の学校で、認定の手続きは必要ですか。

- 必要です。前籍校の「受給資格消滅通知」と認定申請書を、**一緒に転学先の学校へ提出**してください。

Q9 「受給資格認定申請書」等申請手続きに必要な書類は、東京都私学就学支援金センターに直接提出してもよいですか？

- 同センターで直接、書類の受付はできません。**必ず、学校へ提出**してください。
万が一、誤って同センターに提出された場合は、一旦、保護者に書類を返送しますので、改めて学校に提出してください。
この場合、書類の受付日は学校へ提出した日になります。ご注意ください

Q10 平成30年3月に父親が失職し、現在収入がほとんどないのですが、昨年、一昨年に相応の収入があったため、住民税額所得割が基準税額を超えています。この場合、支給は認められませんか？

- あくまでも平成29年度・30年度の住民税課税額に基づき、4月～6月及び7月～翌年3月の支給が決まるため、支給の対象にはなりません。

～ 高等学校等学び直し支援金について ～

就学支援金を受給し終わっている生徒のうち、高等学校等中途退学し、転入学・編入学・再入学した方は学び直し支援金を受給できる可能性があります。別途配布している「高等学校等学び直し支援金のお知らせ」をご覧ください。下記の「東京都私学就学支援金センター」までお問い合わせください。

東京都私学就学支援金センター 電話 03-5206-7814（午前9:15～午後5:00）

<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/shigaku/hogosha/0000000076.html>

※ 就学支援金と（公財）東京都私学財団が行う授業料軽減助成金・奨学給付金は併用できますが、支給条件が異なりますので、詳しくは上記の支援金センターまでお問い合わせください。

